



平和への願いを込めて…

市長コラム

# 日々ネオ心

秋田市長 ● 穂積 志(もとむ)

## ウクライナに平和を

市長に就任して以来、このコラムで政治的主張を含む事柄については極力ふれないことにしていました。今回はご容赦願いたいと思います。

主権国家に対する軍事侵攻によって、今このときにも病院や集合住宅などで銃声が響きわたっています。2月24日に始まった、ロシアによるウクライナへの攻撃です。この侵攻開始からすでに、民間人を含む多数の死傷者が確認され、国連難民高等弁務官事務所によると、ひと月も経たない3月中旬で280万を超す人々が国外に避難しているとのことでした。

この稿を起こしている現在、連日のように、胸がしめつけられるニュースを目にします。中でも心が痛むのは逃げ惑う女性や子どもたちの姿、さらには、愛する家族と引き裂かれ、泣きながら避難を急ぐ子どもの怯えた姿には自然と涙がにじんできます。

ロシアによる爆撃によって病院に運ばれて救命処置を受ける子どもと、必死になつて子どもを命を救わんと医療行為を施す病院スタッフの映像、「この姿をプーチンに見せてやれ」。怒りを込めて語っていた医師の言葉は、このたびの侵攻の不条理と、非情・非人道を何よりも雄弁に物語っていたように思います。

3月8日、秋田市議会は「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議」で、国連憲章の重大な違反で国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて容認できない、と侵攻の即時停止と無条件の撤退を強く求めています。秋田市は昭和59年に市議会が非核平和都市宣言を決議した都市でもあり、一般市民が戦闘の犠牲になることは決して受け入れられるものではありません。

今年、ロシアの沿海地方ウラジオストク市との姉妹都市提携30



周年にあたります。今後も、市民同士の「交流なくして友好なし、友好なくして平和なし」という考え方を基本としつつも、場合によっては見直しを考えざるを得ない状況といえます。

国内でも、侵攻開始早々から、国民一人一人がウクライナ国民を支援するための寄付や募金活動などもさまざまな形で行われており、平和を願う世論のベクトルは一致しているといえるでしょう。

本市にはウクライナ出身のかたもお住まいです。現地からの避難や移住の希望があれば、本市としても住宅や就労、就学を含め最大限の支援を惜しみません。ウクライナ国民の命を守るためにできることは何か。そして、自由・人権・民主主義を守るためになすべき事は何か、私たち一人一人に投げかけられていることは確かです。

◆市長の動向などは、市ホームページでお伝えしています。 <https://www.city.akita.lg.jp>

## 新型コロナウイルス

### ●発熱などの症状があり受診を希望する場合 まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談を

かかりつけ医がいないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

☎(866)7050/24時間対応  
☎0570-011-567/8:00~17:00  
☎(895)9176/8:00~17:00

## 新型コロナウイルスワクチン接種

- ◆他市町村で2回接種後に秋田市に転入した場合や3回目接種券を紛失してしまった場合などは、接種券の発行・再発行の申請が必要です。なお、2回目の接種を受けてから6か月が経過していないかたは、3回目接種券の発行申請をすることができません。詳しくは、専用ウェブサイトでお知らせします
- ◆ワクチン接種は、強制ではなく、本人の意思に基づき受けていただくものです。周りのかたなどに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようにお願いします
- ◆5~11歳のお子さんのワクチン接種を、市保健センター(八橋)と医療機関で実施しています。接種可能な医療機関は、専用ウェブサイトでご確認ください
- ◆体調不良などで1・2回目の接種を受けていないかたを対象に、市保健センターなどで集団接種を実施予定です。詳しくは、専用ウェブサイトでお知らせします

ワクチン接種専用ウェブサイト  
<https://acity-va.com>



ワクチン専用ウェブ

秋田市新型コロナウイルス  
ワクチン接種コールセンター

☎0120-73-8970  
(平日9:00~18:00)



▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。  
健康管理課FAX(883)1158

## 市政トピックス

# 4月から 始められます 秋田市 パートナーシップ 宣誓制度

市では、一人一人が個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現をめざしています。その取り組みの一つとして、性的少数者のかたが抱える生きづらさや不安が少しでも軽減されることを願い、「秋田市パートナーシップ宣誓制度」を4月から導入します。

### —— パートナーシップ宣誓制度とは ——

一方または双方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、それを市が証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ証明カード」を交付するものです。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務を生じさせるものではありませんが、カードを提示することで、利用できる行政サービスがあります。

#### 【宣誓できるかた(次のすべてを満たすこと)】

- 成年(満18歳以上)に達しているかた
- いずれかが市内に住所があるかた、または3か月以内に転入予定であるかた
- 配偶者(事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がいないかた
- 宣誓する相手以外のかたとパートナーシップがないかた
- 民法に規定する婚姻をすることができない続柄(近親者など)でないかた

#### 【宣誓時に必要なもの(二人分)】

- 住民票の写し
- 個人事項証明書(戸籍抄本)など、現に婚姻していないことを証明する書類
- 運転免許証、個人番号カードなどの本人確認書類

- ◆宣誓の手続きや、行政サービスについて詳しくは、市ホームページ(広報ID番号 1033990)をご覧ください。

☎(888)5650

Eメール [ro-ctmn@city.akita.lg.jp](mailto:ro-ctmn@city.akita.lg.jp)